

別表2（第6条関係）

対象事業	区分			対象経費	通常		令和6年能登半島地震により被災した場合		交付要件	
第5条第1号に掲げる事業 （空き店舗の賃借又は一般店舗等の入居を目的とし、第5条第2号アからウまでに掲げる事業を実施したテナントの賃借）	一般業種を営む店舗	重点支援区域内の場合		改装費	補助率	限度額	補助率	限度額	店舗の開業後、当該店舗を2年以上営業すること。	
		重点支援区域以外の中心市街地の場合		改装費	1/2	100万円	2/3	100万円（市外からの転入者の場合は200万円）		
		都市機能誘導区域内の場合	伏木	改装費	1/2（市外からの転入者の場合は2/3）	200万円	3/4	200万円（市外からの転入者の場合は300万円）		
			上記以外の区域		1/2	75万円	2/3	75万円（市外からの転入者の場合は200万円）		
		その他の地域の場合		改装費	1/2	25万円	2/3	25万円（市外からの転入者の場合は200万円）	店舗の開業後、当該店舗を3年以上営業すること。	
		大型商業施設内の場合	飲食サービス業	賃借面積が299㎡以下の場合	改装費	1/2	200万円	－		－
				賃借料等	1/3×12箇月	1箇月につき10万円	－	－		
				賃借面積が300㎡以上999㎡以下の場合	改装費	1/2	500万円	－		－
				賃借料等	1/3×24箇月	1箇月につき15万円	－	－		
			賃借面積が1,000㎡以上の場合	改装費	1/2	1,000万円	－	－		
		飲食サービス業以外	改装費	1/2	200万円	－	－			
	賃借料等	1/3×12箇月	1箇月につき10万円	－	－					
	観光地対象業種を営む店舗	観光地周辺区域内の場合	勝興寺、吉久	改装費	1/2（市外からの転入者の場合は2/3）	200万円	3/4	200万円（市外からの転入者の場合は300万円）	店舗の開業後、当該店舗を2年以上営業すること。	
			上記以外の区域		1/2	75万円	2/3	75万円（市外からの転入者の場合は200万円）		
	生鮮3品を販売する店舗	大型商業施設内の場合	まちなか居住支援区域内の場合		改装費	1/2	150万円	－	－	店舗の開業後、当該店舗を3年以上営業すること。
			賃借面積が299㎡以下の場合		改装費	1/2	250万円	－	－	
					賃借料等	1/3×24箇月	1箇月につき15万円	－	－	
					賃借面積が300㎡以上999㎡以下の場合	改装費	1/2	500万円	－	－
					賃借料等	1/3×24箇月	1箇月につき15万円	－	－	
					賃借面積が1,000㎡以上の場合	改装費	1/2	1,000万円	－	－
			賃借料等	1/3×24箇月	1箇月につき20万円	－	－			
	オフィス	中心市街地の場合		改装費	1/2	100万円	2/3	100万円（市外からの転入の場合は200万円）	店舗の開業後、当該店舗を2年以上営業すること。	
大型商業施設内の場合		賃借料等	2/3×12箇月	1箇月につき10万円	－	－				
第5条第2号アに規定する事業 （空き店舗の取得）	中心市街地の場合		空き店舗及び併せて取得した土地の取得費、空き店舗の改装又は改修費	左記の総額の1/5	200万円	左記の総額の1/3	200万円（市外からの転入者の場合は300万円）	空き店舗の取得後3箇月以内に店舗の営業又は入居が見込まれ、かつ、当該店舗を5年以上営業すること。		
	観光地周辺区域内の場合	勝興寺、吉久	空き店舗及び併せて取得した土地の取得費、空き店舗の改装又は改修費	左記の総額の1/5（市外からの転入者の場合は1/3）	300万円	左記の総額の2/5	300万円（市外からの転入者の場合は400万円）			
		上記以外の区域	空き店舗及び併せて取得した土地の取得費、空き店舗の改装又は改修費	左記の総額の1/5	200万円	左記の総額の1/3	200万円（市外からの転入者の場合は300万円）			
	都市機能誘導区域内の場合	伏木	空き店舗及び併せて取得した土地の取得費、空き店舗の改装又は改修費	左記の総額の1/5（市外からの転入者の場合は1/3）	300万円	左記の総額の2/5	300万円（市外からの転入者の場合は400万円）			
		上記以外の区域	空き店舗及び併せて取得した土地の取得費、空き店舗の改装又は改修費	左記の総額の1/5	100万円	左記の総額の1/3	100万円（市外からの転入者の場合は300万円）			
第5条第2号イに規定する事業 （空き地の取得費及び店舗の建設費）	一般業種を営む店舗	中心市街地の場合 <td rowspan="16">空き地の取得費及び店舗の建設費</td> <td>1/5</td> <td>200万円</td> <td>1/3</td> <td>200万円（市外からの転入者の場合は300万円）</td> <td rowspan="16">空き地の取得後3箇月以内に店舗の建設工事の着手が見込まれ、かつ、当該店舗を5年以上営業すること。</td>		空き地の取得費及び店舗の建設費	1/5	200万円	1/3	200万円（市外からの転入者の場合は300万円）	空き地の取得後3箇月以内に店舗の建設工事の着手が見込まれ、かつ、当該店舗を5年以上営業すること。	
		都市機能誘導区域内の場合	伏木		左記の総額の1/5（市外からの転入者の場合は1/3）	300万円	2/5	300万円（市外からの転入者の場合は400万円）		
			上記以外の区域		左記の総額の1/5	100万円	1/3	100万円（市外からの転入者の場合は300万円）		
		大型商業施設内の場合	飲食サービス業		1/2	250万円	－	－		
						500万円		－		
						1,000万円		－		
						200万円		－		
			飲食サービス業以外		1/5	200万円	－	－		
	観光地対象業種を営む店舗	観光地周辺区域内の場合	勝興寺、吉久		1/5（市外からの転入者の場合は1/3）	300万円	2/5	300万円（市外からの転入者の場合は400万円）		
			上記以外の区域		1/5	200万円	1/3	200万円（市外からの転入者の場合は300万円）		
	生鮮3品を販売する店舗	大型商業施設内の場合	まちなか居住支援区域内の場合		1/5	200万円	－	－		
			取得・賃借面積が299㎡以下の場合		1/2	250万円	－	－		
						500万円		－		
						1,000万円		－		
						取得・賃借面積が300㎡以上999㎡以下の場合	200万円	1/3		200万円（市外からの転入者の場合は300万円）
	取得・賃借面積が1,000㎡以上の場合		1/5		200万円	1/3	200万円（市外からの転入者の場合は300万円）			
オフィス	重点支援区域内の場合		空き店舗の改修費	1/2	100万円	－	－	空き店舗の改修後3箇月以内に店舗の営業又は入居が見込まれ、かつ、当該店舗を2年（生鮮3品を販売する店舗は3年）以上営業すること。		
	重点支援区域以外の中心市街地の場合				75万円		－			
観光地周辺区域内の場合	勝興寺、吉久	100万円			－					
	上記以外の区域	75万円			－					
第5条第2号ウに規定する事業 （自己が所有する空き店舗の改修）	都市機能誘導区域（伏木のみ）の場合		既存店舗の改修費、什器等の大型備品のうち市長の認めるもの	左記の総額の1/2	10万円以上100万円以下	－	－	既存店舗の改修後3箇月以内に既存店舗の営業の再開が見込まれ、かつ、当該既存店舗を2年（生鮮3品を販売する店舗は3年）以上営業すること。		
	重点支援区域内の場合		既存店舗の改修費、什器等の大型備品のうち市長の認めるもの		10万円以上75万円以下		－			
	観光地周辺区域（勝興寺、吉久のみ）の場合		既存店舗の改修費、什器等の大型備品のうち市長の認めるもの		10万円以上75万円以下		－			
	都市機能誘導区域の場合		既存店舗の改修費、什器等の大型備品のうち市長の認めるもの		10万円以上75万円以下		－			
第5条第4号に規定する事業 （10年以上継続して営業している大型商業施設の改修）	—		大型商業施設の改修費	左記の総額の1/2	500万円以上1,000万円以下	－	－	大型商業施設の改修後、当該大型商業施設を10年以上営業すること。		
第5条第5号に規定する事業 （アーケード撤去等の工事に伴う一般店舗等の改装又は改修）	重点支援区域内の場合		改装費又は改修費	1/2	100万円	－	－	店舗の改装又は改修後、当該店舗を2年（生鮮3品を販売する店舗は3年）以上営業すること。		
	重点支援区域以外の中心市街地の場合				75万円		－			
附則第4項に規定する事業 （賃借している店舗の取得）	中心市街地の場合		賃借により営業している店舗及び併せて取得した土地の取得費、店舗の改装又は改修費	－	－	左記の総額の1/3	200万円（市外からの転入者の場合は300万円）	店舗の取得後、当該店舗を5年以上営業すること。		
	観光地周辺区域内の場合	勝興寺、吉久	賃借により営業している店舗及び併せて取得した土地の取得費、店舗の改装又は改修費	左記の総額の1/5（市外からの転入者の場合は1/3）	300万円	左記の総額の2/5	300万円（市外からの転入者の場合は400万円）			
		上記以外の区域	賃借により営業している店舗及び併せて取得した土地の取得費、店舗の改装又は改修費	－	－	左記の総額の1/3	200万円（市外からの転入者の場合は300万円）			
	都市機能誘導区域内の場合	伏木	賃借により営業している店舗及び併せて取得した土地の取得費、店舗の改装又は改修費	左記の総額の1/5（市外からの転入者の場合は1/3）	300万円	左記の総額の2/5	300万円（市外からの転入者の場合は400万円）			
		上記以外の区域	賃借により営業している店舗及び併せて取得した土地の取得費、店舗の改装又は改修費	－	－	左記の総額の1/3	100万円（市外からの転入者の場合は300万円）			

備考

- 上記全ての場合に共通の交付要件
 - 一般店舗等（オフィスを除く。）は、公共の用に供する道路に面した1階店舗であること、又は地下若しくは2階以上の階で営業する店舗で、1階から当該店舗までの全ての階の店舗が一般店舗等で形成されていること。
 - 店舗は、1週間当たり4日以上営業すること。
 - 店舗は、午前11時から午後3時までのうち2時間以上営業し、かつ、1日6時間以上営業すること。
- 第5条第1号に掲げる事業への改装費補助額には、各区分により定める限度額の範囲内において、次の額を加算することができる。
 - 備品を新たに整備する費用に各区分により定める補助率を乗じた額
 - 1年以上、常勤雇用者を雇用した場合、1人につき12万円
- 第5条第1号に掲げる事業のうち、賃借面積が300㎡以上の飲食店業を営む店舗を大型商業施設内に開業する場合は、賃借料等は補助対象外として、改装費のみを対象経費とする。
- 第5条第3号及び第4号に規定する事業については、計画認定を受け、店舗の改修を実施した後10年間は同一の補助金の計画認定を受けることはできない。
- 重点支援区域は別紙に定める区域及び区域の外周道路に面する区域とする。
- 新規創業者（初めて事業経営をする者）は、高岡商工会議所、高岡市商工会、TASUまたは中小企業診断士等に経営指導を受けること。
- 市外からの転入者とは、令和6年1月1日以降に市外から本市に転入した者をいう。